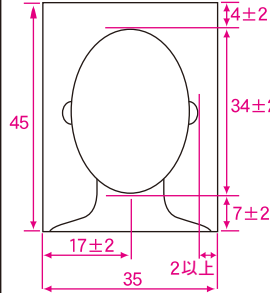
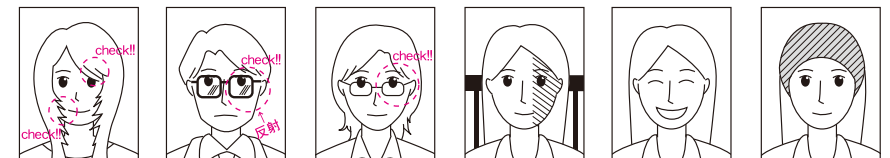


旅券（パスポート）申請のご案内 （令和5年4月現在）

- ◆ 宮崎県内で旅券の申請ができるのは、県内に住民登録をしている方、または県内に居住していて一定の条件を満たす方（「居所申請」の対象となります）です。
- ◆ このご案内は、新規及び切替申請に関するものです。旅券を紛失・盗難・焼失された場合、残存有効期間同一旅券の申請をされる場合は、事前にパスポート窓口（センター）へお問い合わせください。

■申請に必要な書類等（書類や申請書の記入事項等に不備がある場合は受理できません。）

<p>1. 一般旅券発給申請書 1通 ※記入方法等、詳細は2～3ページの記入例をご覧ください。</p>	<p>・18歳未満の方は、5年用のみ申請できます。 ・18歳以上の方は、5年用及び10年用から選択できます。 ・申請書には、原則ご本人直筆の署名が必要です。 ・未成年者（18歳未満）は、親権者等の法定代理人署名も必要です。 ※折り返した申請書は使用できません。※古い様式の申請書は使用できません。</p>				
<p>2. 戸籍謄本 1通 （戸籍抄本、戸籍の附票、改製原戸籍は不可） 発行日から6か月以内のもの（コピー不可） ※切替の方は4ページをご覧ください。</p>	<p>・2枚以上のものは切り離さずそのままお持ちください。 ・夫婦・親子など同じ戸籍内に記載されている方が、同時に申請される場合は、戸籍謄本1通で申請できます。 ※戸籍抄本での申請の受付はできません。</p>				
<p>3. 写真 1枚</p> <p>提出写真規格（単位：mm） </p> <p>【提出写真の規格】 ○6か月以内に撮影されたもの ○ふちなして左図の各寸法を満たしたもの ○申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの ○無帽であるもの（宗教上又は医療上の理由により例外的に認められる場合がある） ○背景（影を含む）がないもの ○輪郭が露出しているもの</p> <p>※ご注意 規格に合わない場合は、お撮り直しをお願いすることがあります。</p>	<p>不適当な写真の例 ※次のような写真は受付できません。</p>  <p>・カラーコンタクト、瞳のフチを広げるコンタクト、イヤリング、ピアス、帽子、スカーフ、サンダラス等の装着やキャッチライトにより人物を特定しにくいもの ・目の周辺に、髪の毛、メガネ、つけまつげ、まつげエクステ等の一部、或いはその影が入っているもの ・汚れや傷、影や光の反射があるもの ・人物や服装が背景と同一色で区別しにくいもの、背景がグラデーションのもの ・画像の乱れがあるもの、画像処理をほどこしたものの、左右反転したもの ・その他人物が特定しづらいもの</p>				
<p>4. 本人確認のための書類 有効な原本（コピー不可）を申請時に必ずお持ちください。</p> <p>※ご不明な場合は、お問い合わせください。</p>	<p>① 次の書類の中から1点提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証（日本国発行の国際運転免許証、仮運転免許証を含む） ○日本国旅券（失効後6か月以内のもの） ○船員手帳 ○小型船舶操縦免許証 ○戦傷病者手帳 ○電気工事士免状 ○住民基本台帳カード(写真付) ○個人番号カード(マイナンバーカード) ○身体障害者手帳 ○海技免状 ○宅地建物取引士証 ○猟銃・空気銃所持許可証 ○無線従事者免許証 ○官公庁職員身分証明書（写真付） ○運転経歴証明書 <p>※個人番号通知カードは利用不可。 ※平成24年4月1日以降に交付されたもの。</p> <p>② ①の書類が提示できない場合は、次のうちから2点提示（提出）してください。（A+BまたはA+A、ただしB+Bは不可）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○船員保険証 ○後期高齢者医療保険証 ○年金手帳 ○国民・厚生・共済・船員年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印（この場合、申請書に押印） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証 ○共済組合員証 ○介護保険証 ○失効した日本国旅券（失効後6か月を越えたもの） ○学生証 ○会社の身分証明書 ○公的機関が発行した資格証明書 <p>※いずれも写真付きのもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○船員保険証 ○後期高齢者医療保険証 ○年金手帳 ○国民・厚生・共済・船員年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印（この場合、申請書に押印） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証 ○共済組合員証 ○介護保険証 ○失効した日本国旅券（失効後6か月を越えたもの） ○学生証 ○会社の身分証明書 ○公的機関が発行した資格証明書 <p>※いずれも写真付きのもの</p>
A	B				
<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○船員保険証 ○後期高齢者医療保険証 ○年金手帳 ○国民・厚生・共済・船員年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印（この場合、申請書に押印） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証 ○共済組合員証 ○介護保険証 ○失効した日本国旅券（失効後6か月を越えたもの） ○学生証 ○会社の身分証明書 ○公的機関が発行した資格証明書 <p>※いずれも写真付きのもの</p>				
<p>5. 前回取得した旅券</p>	<p>・切替申請は、必ず有効な旅券の提示が必要です。 ・有効期限が切れた旅券もお持ちください。</p>				
<p>6. 住民票（原則不要） 1通 記載内容が最新で、発行日から6か月以内のもの（コピー不可）</p>	<p>○宮崎県内に住民登録されており、住民基本台帳ネットワークシステムの利用（無料）による住所確認を希望される方は不要です。 この場合、本人の住基カード・住民票コードも不要です。 次の方は住民票が必要です。 ○住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望されない方 ○他の都道府県に住民登録されている方で、「居所申請（4ページをご覧ください）」される方 ・2枚以上のものは切り離さずそのままお持ちください。 ・夫婦・親子など同一世帯内にある2人以上の方が、同時に申請される場合は、世帯全員の住民票1通で申請できます。</p>				

（注）本人確認書類の一つに印鑑登録証明書を使用する場合は、登録印が必要です。

■申請の際のご注意

<p>未成年者（18歳未満）の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の方は、有効期間が5年の旅券の申請となります。 ・申請書裏面の法定代理人署名欄に親権者または後見人の署名が必要です。 ・親権者または後見人が遠隔地在住等のため申請書に署名できない場合は、署名（直筆）のある「旅券申請同意書」の提出でも可能です。その場合郵送された封筒もあわせて提出してください。（用紙は各パスポート窓口（センター）にあります） 	<p>居所申請（代理提出不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県内に住民登録をしていなくても、宮崎県内で申請できる場合があります。 ・住民票や別途書類が必要ですので、詳しくはパスポート窓口（センター）へお問い合わせください。
<p>代理提出</p> <p>1. 以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書類等全てが必要です。 ・申請書の必要項目を申請者本人が記入していること。 ・申請者本人と代理人の本人確認書類が必要です。（原本で有効なものに限ります。） ・申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」を記入していること。 ・代理提出者は、申請内容に対する質問に対して的確に答えられること。 ・申請書の内容を確認するため、申請者本人へ電話連絡する可能性があること。 <p>2. 5人以上（宮崎パスポートセンターの場合は10人以上）を一括して代理提出する場合は、事前に予約が必要です。</p> <p>3. 申請書類の代理提出が認められない場合…その他の注意事項に該当する方</p>	<p>切替申請（有効期間内の申請）</p> <p>1. 有効な旅券をお持ちの方でも、次の場合には新たな旅券の申請ができます。（ただし、切り替えたときから5年または10年の有効期間となります。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①有効期間の残りが1年未満となった場合 ②旅券の記載事項に変更が生じた場合 ③査証欄に余白が無くなった場合 ④IC旅券でない旅券からIC旅券へ切り替える場合 <p>※②、③の場合は「残存有効期間同一旅券」の申請も選べます。</p> <p>2. 前回の旅券取得時以降、氏名・本籍地(都道府県)に変更がない場合は、必要書類のうち、戸籍謄本を省略できます。 ※申請書には本籍地を番地まで記入する必要があるため、申請の際は、事前に正確な本籍地を確認してお越してください。 ※一時帰国者、未成年者、非ヘボン式ローマ字氏名表記を希望される方などは省略できない場合もあります。詳しくはパスポート窓口(センター)へお問い合わせください。</p>

その他の注意事項（下記に該当する場合は必ず事前にお問い合わせください）

- ①申請書の「刑罰等関係欄」に該当する方
- ②有効旅券を紛失・盗難・焼失された方（新規発給を伴う場合も含む）
- ③申請した旅券を受け取らなかったことがある方
- ④二重国籍を持っている方などで、氏名を外国式の表記で旅券に記載されたい方

※郵送による申請・受取はできません。また、申請用紙の送付依頼も受け付けておりません。

■旅券の受け取り

1. 年齢に関係なく（乳幼児を含め）必ず申請者本人（旅券名義人）が窓口にお越しくください。旅券の代理受取はできません。「一般旅券引換証」と「手数料」、また切替申請の場合は「現在の旅券」をお持ちください。

2. 手数料

申請する旅券の種類	10年（18歳以上）	5年（12歳以上）	5年（12歳未満）
収入印紙	14,000円	9,000円	4,000円
宮崎県収入証紙	2,000円	2,000円	2,000円
合計	16,000円	11,000円	6,000円

※年齢は旅券申請日における申請者の年齢です。（年齢は「年齢計算に関する法律」により誕生日の前日に1歳加算されます。）
 ※土日祝日・振替休日・年末年始はお近くの収入印紙・収入証紙売りさばき所の多くが休業となるため、申請の際などに事前に購入してください。

3. 受取予定日以降、早めにお受け取りください。発行日から6か月以内に受け取りされない場合、その旅券は失効します。また、失効後5年以内に再度旅券を申請する際は、手数料が通常より高くなります。

■旅券窓口（申請時などに事前の申し出があれば、受取場所を変更することができます。）

ただし、都道府県をまたがって受け取ることはできません。
 ※パスポートのお手続きには1件あたり30分程度お時間をいただく場合がございます。また、取扱時間終了間際には窓口が大変混雑しますので、時間に余裕をもってお越しいただくようお願いします。

窓口	所在地・電話番号	取扱日時	休業日	受取日(新規・切替の場合)
宮崎パスポートセンター (県庁本館1階)	宮崎市橋通東 2-10-1 TEL:0985-26-7268	【月～金】申請・受取 9:00～17:00(16:30 受付締切) 【日曜日】受取のみ(申請不可) 9:00～17:00(17:00 受付締切)	土曜日、国民の祝日、振替休日、 年末年始の閉庁日 (ただし、祝日と重なった日曜日 には受取業務を行います。)	申請日から 6日目以降 (土・日曜日、国民の祝日、 振替休日、年末年始 の閉庁日を除く。)
都城パスポート窓口 (都城総合庁舎1階)	都城市北原町 24-21 都城県税・総務事務所内 TEL:0986-21-6781	【月～金】申請・受取 9:00～17:00(16:30 受付締切)	土・日曜日、国民の祝日、振替 休日、年末年始の閉庁日	申請日から 8日目以降 (土・日曜日、国民の祝日、 振替休日、年末年始 の閉庁日を除く。)
延岡パスポート窓口 (延岡総合庁舎1階)	延岡市愛宕町 2-15 延岡県税・総務事務所内 TEL:0982-34-9697			
日南パスポート窓口 (日南総合庁舎1階)	日南市戸高 1-12-1 日南県税・総務事務所内 TEL:0987-22-2715			
小林パスポート窓口 (小林総合庁舎1階)	小林市細野 367-2 小林県税・総務事務所内 TEL:0984-23-3273			
日向パスポート窓口 (日向総合庁舎1階)	日向市中町 2-14 日向県税・総務事務所内 TEL:0982-52-4528			
高鍋パスポート窓口 (高鍋総合庁舎2階)	児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1 高鍋県税・総務事務所内 TEL:0983-23-0224			

宮崎県ホームページ : <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

旅券の受け取りには必ず申請者本人がお越しくください。

